

前回の議論の整理(案)

前回いただいた主なご意見

①規制の範囲、あり方について

(1) 全ての医療機関のウェブサイトを一律に広告として扱うことに関して消極的なご意見

- 情報提供を進めていく視点が重要であり、広告の範囲を拡大解釈することはこれまでの規制緩和とは逆行する。虚偽誇大等の表示規制のほうがよい。
- 住民の医療機関の情報入手ルートとしてウェブサイトは重要な役割。ウェブサイトを広告と扱うことはリスクが高い。
- 適切な医療提供、情報提供をしている医療機関のウェブサイトまでが広告規制の対象になると、情報提供が縮小する。

➡ 医療に関する広告については、医療法上、広告可能な事項を除き、「文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も」広告してはならないと規定している。このため、医療機関のウェブサイトを広告として扱うと、患者が知りたいと考えられる情報が得られなくなる等のデメリットを懸念するご意見を多くいただいた。

前回いただいた主なご意見

(2)規制の内容に関する意見

- できるだけポイントを絞って規制をかけることが妥当ではないか。
- 広告であるかないかに関わらず、正しい情報は開示し、虚偽・誇大な表示等は禁止されるべき。
- 虚偽・誇大な表示等を規制しても、保険診療への影響は少ないのではないか。

➡ 消費者・患者保護の観点から、特に問題とされるものは医療機関のウェブサイト上の虚偽・誇大な表示等であると考えられ、また、保険診療等における適切な情報提供に対する影響を考慮すると、医療機関のウェブサイトにおける虚偽・誇大な表示等に限定して医療法により規制してはどうかというご意見を多くいただいた。

前回いただいた主なご意見

(3) 規制の対象に関する意見

- 美容医療サービスのホームページに関する建議なので、美容医療サービスだけに特化した規制にするのもひとつの方法ではないか。
- 患者からの相談が多いものは美容医療等の自由診療なので、問題点に焦点を当てた規制のあり方を考えていく必要がある。

➡ 美容医療サービスに関して建議がなされていることから、美容医療サービス等の自由診療に限定して規制するべきというご意見をいただいた。

(4) その他のご意見

- ウェブサイトも日進月歩で、情報提供のあり方もずいぶん変わってきているので、現状をしっかりと見直した上で、広告規制について検討すべき。
- 消費者関係法令ではなく、医療法で広告規制を行う意義を整理する必要がある。
- ウェブサイトに記載すべき事項を定めるべき。

前回いただいたご意見を踏まえた整理(案)

①規制の範囲、あり方について

	(1)	(2)	(3)
	全ての医療機関等のウェブサイトを一律に広告として扱う	虚偽・誇大な表示等に対する部分的な規制を行う	美容医療サービス等の自由診療に関するウェブサイト限定して規制する
メリット	医療機関等のウェブサイトについても、広告と同一の基準による規制が可能となる。	現在実施されている、より詳細な診療内容等に対する情報提供への影響を回避しつつ、不適切な表示の規制が可能となる。	相談件数が多いとされている美容医療等の分野に限定した対応を可能とするとともに、通常の保険診療等への影響も回避できる。
デメリット	現在実施されている、より詳細な診療内容等に対する情報提供への影響が懸念される。	虚偽・誇大な表示等の規制を行う部分以外は従来と同様となる。	美容医療サービス等の自由診療分野以外について、ウェブサイトと同様の表示がなされる可能性は否定できない。

前回いただいた主なご意見

② 執行体制の確保等について

- 規制強化と実効性確保の両方が重要であり、両者が比例しなければ制度に対する信頼性が失われる。
- 規制の網を掛けるのであれば、きちんとした周知の方法を考える必要がある。
- 美容医療に問題があるのであれば、監視機関を強化したらいいのかどうかをまずきちんと検討すべき。

 医療機関のウェブサイトの適正化に向け、行政等における執行体制の確保や規制の周知が重要であるというご意見を多くいただいた。

前回いただいたご意見を踏まえた整理(案)

② 執行体制の確保等について

医療機関のウェブサイトの適正化に向け、執行体制の確保や規制内容の周知が重要であるというご意見が多くあったことから、

- ①規制の範囲、あり方に関する検討結果を踏まえ、他法令における手法も参考にしながら、既存の執行体制に追加して新たな効果的執行方を講じてはどうか。
- また、厚生労働省を中心に関係省庁、自治体、関係団体、インターネット関係者等の全ての関係者が取組を主体的に実施することは可能ではないか。

【具体的な方策例】

- ネットパトロール等による監視体制の構築
- 都道府県等において、体制強化に努めつつ、医療法に基づく報告徴収等の積極的な実施
- 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項や相談窓口に関するチラシを作成し、医療機関に据え置くなどの方法などの方法により、消費者、患者等への注意喚起を実施
- 関係省庁、自治体、関係団体、インターネット関係者等とが主体性を持って積極的に規制の周知・徹底等を実施